

ケース

問題の多い物件で格安の地代の上、固定資産税で地代の30%以上持っていかれる為、所有者(90才)の息子が将来を考え、弊社への売却を促した話

◎ 困った点

- 借地人Aは建物3棟、借地人Eは建物2棟を所有している。
- 借地人Bの建物の登記名義人は、Bとは別人のZとなっており、土地所有者も建物名義人Zのことを知らないとのこと。
- 空家部分は2年前に建物所有者(借地人)から建物の買取を要求されたので時価で買い取ったが、老朽化が激しく賃貸物件として全く利用できない。
- 賃貸借契約書など何もなく、賃料もずっと変更がないまま現在に至る。

結果

クマシュー工務店独自のノウハウにより
買取致しました!

取引後の地主様の一言

- 「古くからの借地人の為に、何もすることが出来ない。自分がこの物件を引継がれるのは絶対避けたいので、何とか父親の代で処分をしてほしかった。」※息子談

名古屋市△△区

物件種別: 底地・空家
土地面積: 約204坪
所有者: 本人
年間収入: 751,380円
賃貸状況: 借地人5世帯・空家

